

令和4年1月27日

保護者の皆様

糸満市立米須小学校  
校長 多賀 明彦  
(公印省略)

## 学校再開についてのお知らせ

平素より、保護者の皆様におかれましては、本校教育活動ならび感染症予防に向け、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、糸満市教育委員会より、児童生徒の「学びの保障」のため、段階的に学校を再開する通知がありました。

つきましては、下記についてご確認いただき、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1. 学校再開のスケジュール ※段階的に再開

- 1月31日(月)～2日(水) ※3日間  
全学年 4校時までの授業 特別日課 給食なし 下校時刻 12:15頃
- 2月3日(木)～2月4日(金)  
全学年 特別日課 給食あり

#### 2. 感染不安による登校見合わせと授業の同時配信について

- (1)感染者不安を理由に登校を見合わせる場合は、「出席停止扱い」となり「欠席」とはなりません。
- (2)出校できない児童向けに「授業の同時配信」をオンラインで行います。  
※学校までご相談ください。

#### 3. 感染症対策について

- (1)「糸満市立学校感染防止対策ガイドライン」及び各学校のガイドラインに沿って感染防止対策の徹底をお願いいたします。
- (2)学校感染のリスクを低減させるための措置について

- ①学校生活において、マスク着用（不織布マスクの奨励）や手指消毒、定期的な室内換気を行い屋外においても十分な感染症対策を講じていきます。
- ②引き続き、**児童及び同居家族**の方の「検温及び健康観察シート」のご記入をお願いします。保護者の方でご記入をお願いします。
- ③**児童・同居家族が体調不良時**は、登校はお控えください。
- ④発熱や風邪症状がある場合、医療機関の受診をお願いいたします。  
尚、受診の際に再登校の基準について、医師にご確認ください。
- ⑤病院受診ができなかった児童の再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していることを条件とします。 ※学校までご連絡ください。
- ⑥児童が濃厚接触者・接触者となった場合、または、疑いの連絡等があった際は、速やかに学校までご連絡ください。
- ⑦陰性証明、治癒証明及び登校許可証について  
上記の証明は、全て不要となりますので、学校までご連絡ください。

#### 4. いじめ・誹謗中傷の防止について

- (1)感染者や濃厚接触者等に対する不当な差別や偏見などは、決して許されません。
- (2)正確な情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

#### 5. 学童の児童等の対応について

各ご家庭で、学童と調整をお願いいたします。ご相談等がありましたら、学校までご連絡をお願いします。

令和4年1月27日

保護者各位

糸満市教育委員会  
教育長 幸地 政行  
(公印省略)

## 小中学校における学校再開について

平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。  
さて、本市におきましては新型コロナウイルス感染症防止のため臨時休業の措置をとっておりますが、児童生徒の「学びの保障」を確保するため下記の通り段階的に学校を再開いたします。  
つきましては、保護者の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 対 象 市立小中学校

#### 2. 学校再開のスケジュール

1月31日(月)、2月1日(火)、2日(水)	午前中授業 給食なし
2月3日(木)、2月4日(金)	通常登校(午後含) 給食あり

#### 3. 部活動について 原則休止

※ ただし、九州・全国大会派遣が決定しているチーム及び個人や、地区・県大会を控えるチーム及び個人は学校長の許可のもと、2週間前から練習することができる。

#### 4. 感染不安による登校見合わせと授業の同時配信について

(1) 感染不安を理由に登校を見合わせる場合は、「出席停止扱い」となり「欠席」とはしません。

(2) 登校できない児童生徒向けに「授業ライブ配信」をオンラインで行います。

※ 教科(実技教科等)によっては、配信ができない教科があります。

#### 5. 感染症対策について

(1) 「糸満市立学校感染防止対策ガイドライン」及び各学校のガイドラインに沿って感染防止対策の徹底をお願いいたします。

(2) 学校感染のリスクを低減させるための措置について

① マスク着用や手指消毒、定期的な室内換気を行うなどとともに、屋外においても十分な感染症対策を講じるようお願いします。

② 健康観察を徹底し、本人・同居家族が体調不良時は登校を控えてください。

③ 発熱や風邪症状がある場合、医療機関の受診をお願いいたします。尚、受診の際に再登校の基準について、医師にご確認ください。

④ 児童生徒が濃厚接触者・接触者となった場合、速やかに学校へご連絡ください。

⑤ 病院受診ができなかった児童生徒の再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していることを条件とします。

#### 6. いじめ・誹謗中傷の防止について

(1) 感染者や濃厚接触者等に対する不当な差別や偏見などは、決して許されません。

(2) 正確な情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

本件の問い合わせ 糸満市立米須小学校 TEL 098-997-4511